従業員住宅-生活資金貸付規程

改廃履歴

改発復歴 Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	1979. 08. 01
2. 0	罹災使用のための貸付利率決定 社長→副社長	2008. 10. 30
3. 0	別表	2009. 07. 22
4. 0	第5条貸付利率、付則および別表の改正	2010. 03. 10
4. 1	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
5. 0	別表	2010. 07. 22
6. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
7. 0	別表	2011. 07. 22
8. 0	別表(暫定利率期間の変更)	2012. 07. 22
9. 0	別表(暫定の貸付利率・期間の変更)	2013. 07. 22
10.0	別表(暫定の貸付利率・期間の変更)	2014. 07. 22
10. 1	別表(暫定の貸付利率・期間の変更、適用終了日を廃止)	2015. 07. 22
10. 2	第4条 勤続年数および年齢などの条件の明確化 第5条第1項 貸付利率を国税庁が定める利率に変更 罹災使用のための貸付利率を定める者を変更(社長→常務) 第5条第2項 削除 別表 暫定利率を廃止	2018. 07. 01
10. 1	元号改正に伴う改正(第4条、様式1)	2019. 05. 01
10. 2	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	借受資格	1
第	3条	貸付資金の使途および貸付期間	1
第	4条	貸付限度額	1
第	5条	貸付利率	1
第	6条	償還方法および利息の支払日	1
第	7条	繰上償還	1
第	8条	借入申込の受付および貸付決定	2
第	9条	保証	2
第1	0条	貸付の実行	2
第1	1条	管理	2

従業員住宅·生活資金貸付規程

規程番号 0901-0000-00-規制 定日 1979年 8月 1日 改正日 2021年 6月30日

(目的)

第 1条 この規程は、この会社の従業員に対して生活に必要な資金を貸付し、福利厚生の増進を図ることを目的とする。

(借受資格)

第 2条 この規程による貸付対象者は、就業規則第2条(1) に定める従業員で勤続3年以上の者とし、この資金を貸付けることが適当であると認められる者とする。

(貸付資金の使涂および貸付期間)

第 3条 資金の使途および貸付期間は別表に定める。

(貸付限度額)

- 第 4条 一従業員に対する貸付限度額は500万円(住宅資金の場合は勤続10年以上かつ年齢3 2才以上の者で、世帯主は1000万円以内、世帯主でない者は600万円以内)または借 入申込時の退職給与金の範囲内とする。
 - 2 一貸付案件の貸付限度額は、別表に定める貸付金額以内でかつ事業費の80%以内とする。

(貸付利率)

第 5条 貸付利率は、国税庁が定める貸付日の属する年に応じた利率とする。ただし、罹災使用のための貸付利率は必要に応じ社長が定める。

(償還方法および利息の支払日)

- 第 6条 償還方法は別表に定める。
 - 2 償還日は毎月21日とする。ただし、償還日が休日および土曜日にあたるときは、給与支 給日とする。
 - 3 借受者が希望する場合は、貸付期間内の賞与(7月、12月)支給日に併用して償還することができる。
 - 4 前項償還日と償還予定表の返済日が相違する場合、約定償還されたものとみなし利息の再計算は行なわない。

(繰上償還)

- 第 7条 借受者が次の各号の一つに該当する場合は期限の利益を失い、ただちに貸付金の全部を繰上償還させる。
 - (1) 退職または解雇されたとき。
 - (2) 貸付金を目的以外に使用したとき、または事実を偽り貸付を受けた場合。
 - (3) その他貸付条件に違反したとき。

(借入申込の受付および貸付決定)

第 8条 借入申込は所定の借入申込書に必要書類を添えて提出させ、審査のうえ貸付の可否を決定する。

(保証)

第 9条 貸付に当たっては連帯保証人を徴することがある。

(貸付の実行)

第10条 貸付の実行は所定の借用証書、その他必要書類を徴求のうえ行う。

(管理)

第11条 貸付金について常時注意し、管理回収上必要な措置を講じる。

	使途	貸付金額	貸付利率	貸付期間	償 還 方 法
住宅資金	住宅の新築、取得、増築または改築 および住宅建築のための土地取得	500万円以内 (勤続10年以上かつ年令32才以上の者 で、世帯主は1000万円以内、世帯主で ない者は600万円以内) または借入申込時の退職給与金の範囲内	国税庁が定める貸付 日の属する年に応じ た利率	20年以内	
	(1) 本人または父母もしくは扶養家族の 結婚、傷病、出産、死亡のため必要 な資金				
	(2) 不慮の災害のため必要とする資金	# 1-44 0 4 0		- herald	元利均等償還
	(3) 住宅の補修に必要とする資金	基本給の12ヵ月分以内		5年以内	7211 0 11 12 12 12
生	(4) 家具および家庭電化製品の購入資 金。ただし、単協または全農の利用				①毎月21日
活	を原則とする。				②賞与併用 (7月、12月の
	(5) 自動車 (二輪車を含む) 購入資金		同上		賞与支給日)
資	(6) 子弟の教育資金				
金	大 学	200万円以内		9年以内 (うち就学中に限り据置 期間4年以内)	
	短期大学	200711711		7年以内 (うち就学中に限り据置 期間2年以内)	
	高校	50万円以内		3年以内	

従業員住宅·生活資金借入申込書

株式会社三重県農協情	青報センター	御中				受付日		
						受付No.		
借入申込金額				円				
用途								
借入期間	年	月 ~	年	月			年	カ月
償 還 方 法	元利均等償還	毎月返済総	額		Г] (返済	回)	
原 坯 刀 仏	70小小公子 首体	賞与返済総	額		Р] (返済	回)	
保証人 —								
事業計画								
総所要額			円 円	_	他借入額			円
内本件申込額	<u> </u>		円		2 資 金			<u> </u>
借入申込者								
氏 名				印				
住 所	住 所							

(添付書類)

※住宅の新築・増築・改築 … [工事見積書/請負契約書/設計図/見取図]

※土地・住宅の取得 ……… [売買契約書/登記簿謄本]

※生活資金 …………… 売買契約書(見積書)、請負契約書等

印紙

借 用 証 書

					貸付	番	号	
借用	金額			円				
使	途							
利	率		年 .	%				
償 還	期限	年	月	F				
				毎月返済総額				,000円
償還	方 法	元利均等	幹償還	賞与返済総額				,000円
				償還金額の詳細は	、償還予定	定表の。	とおり)とする。
元利金支	弘場所	株式会社	三重県農協 権	青報センター				
上記	≟金額を従業	員住宅・生活	資金貸付規	程に基づき正に借用い	たしました	- -		
~\v	ては上記の	条件および下	記の特約条	項をかたく守り相違な	く弁済致し	きす。		
年		日	HT > 14/1/4>14	. XC	()1019(3	, 3, 7, 0		
	債 務 者	全 住	所					
		氏	名					印
	連帯保証	住	所					
		氏	名					印
	連帯保証	住	所					
		氏	名					印

特約条項

第1条 利息の計算は、貴社の定める方法に従います。

株式会社三重県農協情報センター 御中

- 2 元利金の支払期日、または従業員住宅・生活資金貸付規程第7条により繰上償還を要求せられた場合において、指定された期日までに払込をなさないときは、その期日の翌日から現入金の日まで払込むべき金額に対し、年15%の割合による遅延損害金を支払います。
- 第2条 償還金および前条の遅延損害金は債務者が受けるべき給与、その他の収入金ならびに退職 給与金より控除のうえ、償還に充当されても異議なく貴社の請求される一切の手続をいた します。
- 第3条 連帯保証人は、この契約から生じる一切の債務につき債務者と連帯し、かつ連帯保証人相 互の間において連帯して履行の責を負う。

係	検印

保証人の状況

	本 籍 地	
	現住所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	家族人員	
	田	
資	畑	
産	山林	
状	宅 地	
況	家 屋	
	その他	
	年 間 所 得	
	経 歴	
	申込人との関係	
	備 考	